

― 六・一八 浜松大空襲と平和憲法を心に刻む集会 ―
ぜひ、お集まり下さい！

★浜松が、米空軍B29の猛爆撃によって焼け野原と化してから満六二年。

★皆さん、このチラシの裏面をご覧ください！

・信じられますか？　これが、敗戦直後の浜松中心部（「松菱」百貨店近辺）です。

★浜松は、三〇回前後の空襲を受けましたが、とりわけ、敗戦直前の、六月一八日の大空襲では、千七百人を超える命が失われました。

★戦時中、日本には大日本帝国陸・海軍があり、国家総動員法（今日の有事法制のようなもの）が完備されていたのです。

・つまり日本は、軍隊と国家総動員法を持つことによって、無謀な侵略戦争に突入し、戦火を交える中で浜松の町も廃墟と化し無惨な敗北を喫したのです。

★その戦争の後悔と反省とから、日本は、世界でも例を見ないと言われる「平和主義を貫く憲法」を選び取りました。即ち、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を定めた「平和憲法・第九条」です。

★しかし今日、自衛隊は、いつの間にか世界有数の軍隊となり、世界第三位の軍事費を予算化し、有事法制も成立しました。

★さらに昨年には、防衛庁が「防衛省」に昇格し、教育基本法が改悪され、最近では、国民投票法案が成立するという、数に物を言わせての暴挙ばかりです。・これらはすべて「憲法改正」に向かっていることは、誰が見ても明らかで、特にその目的は、第九条の改正にあります。

・つまり、今でも「イラク特措法」などにより、実際上の戦争に荷担しているのですが、狙いは「合法的に」戦争できる国に変えたいのです。

★こういう日本の状況をどう考え、何をすればよいのでしょうか？

・浜松大空襲の悲劇体験を、今どのように生かしたらよいのでしょうか？

・いろいろな立場から、自由に協議し、不戦の道を守りたく願っています。

★ぜひ、ご参加下さい。

― 集会の案内 ―

◆名称：第二〇回「六・一八浜松大空襲と平和憲法を心に刻む集会」

◆日時：二〇〇七年六月一八日（月）午後六時半～八時半過ぎ

◆場所：遠州教会（浜松市中区紺屋町三〇―十五）

◆内容：NHKドキュメンタリー番組ビデオ鑑賞と協議

― 焼け跡から生まれた憲法草案 ―

*浜松市憲法を守る会・静岡県西部地区平和遺族会共催